

強制使役と許容使役——照合理論による分析——

内 藤 永

1. はじめに

使役構文は、ある使役主が補文の表す出来事を引き起こす、という意味特性を持つ文である。この使役構文には、補文に現れる主語の意志に注目した場合、「強制使役」と「許容使役」の二種類の文が存在する。強制使役では、補文が主語の意志とは無関係に行為が強制されるのに対し、許容使役では、補文が主語の意志による自発的行為を表す。次の例文を参照されたい。

(1) a. 太郎が子供を走らせた。(強制使役)

b. 太郎が子供に走らせた。(許容使役)

(1)の各使役文は、使役主「太郎」が補文の「子供が走る」という出来事を引き起こす、という共通の意味を持つ。しかし、(1 a) では、「太郎」が「子供」の意志とは無関係に「走る」ことを強制しているのに対し、(1 b) では、「太郎」が「子供」の意志に基づいて「走る」ことを許容している、という意味で二つの文は異なる。

本論では、意味上異なるこれらの使役構文が統語的にどのような環境で認可されるのかを、生成文法の枠組み、特に、Chomsky (1992)、Watanabe (1993) 等によって提案されたミニマリスト・プログラムの照合理論の道具立てを用いて考察する。そして、これら二つの使役文では使役動詞の格に関する特性が異なり、それゆえに補文の主語が統語的認可を受ける位置が二つの使役文では異なると論じる。

次節では、使役構文の統語的特徴について複数の言語を比較対照し、この構文の解くべき問題点を明らかにする。第三節では、使役構文の句構造を提示し、第二節で明らかにした問題への解決案を提示する。第四節では、受動態、そして束縛理論の観点からここでの分析の妥当性を探る。第五節では、新たな試みとして、ここでの分析が日本語だけではなく、フランス語に関する使役構文の特性にも適用できることを示す。第六節では、本論をまとめ、今後の展望に

ついて概観する。

2. 使役構文の特徴と問題

前節では、使役構文には、意味上、二つの使役文、強制使役と許容使役が存在することを見た。この節では、これらの使役文の統語的特徴を考察する。

まず最初に、日英語を比較し、これらの使役文にどのような特徴があるのかを浮き彫りにしたい。第一節で取り上げた使役文は、英語では次のように表現される。

(2) a. Taro made his child run. (太郎が子供を走らせた、強制使役)

b. Taro let his child run. (太郎が子供に走らせた、許容使役)

英語の使役文では、(2)の例文が示すように、強制使役と許容使役の意味上の区別は、形態上異なる二つ使役動詞、“make” (強制)、“let” (許容) を用いて行われる。

一方、日本語の使役文では、英語と異なり、使役動詞そのものは同一であり、強制と許容のいずれにおいても「せ (させ)」が使用される。形態上の違いは、使役動詞ではなく、むしろ補文主語の持つ格に具現する。すなわち、強制使役の場合には、対格「を」、許容使役の場合には、与格「に」が、それぞれ付与される。

これらの例から、強制使役と許容使役の形態上の区別は、英語では使役動詞によって、日本語では補文主語によって、それぞれ担われているように思われる。しかし、日本語使役構文の言語事実は、さらに複雑である。補文の動詞が、先の例のような自動詞ではなく、他動詞にした場合、これら二つの使役文の形態上の相違は一切失われる。補文の動詞を、(1)の自動詞「走る」から、他動詞「食べる」に交換してみよう。

(3) a. *太郎が子供を餅を食べさせた。

b. 太郎が子供に餅を食べさせた。

(3 a) が示すように、補文主語に対格「を」が付与された場合、この文は非文となる。そして、強制使役と許容使役の両方が、(3 b) の文のように、補文主語に与格「に」が付与された文によって表される。(3 b) の文が多義的であるのは、次のように副詞を補うことによってより鮮明になる。

(4) a. 太郎が子供に、無理矢理、餅を食べさせた。 (強制使役)

b. 太郎が子供に、好きだけ、餅を食べさせた。 (許容使役)

(4 a) では、副詞句「無理矢理」を挿入して、強制使役の意味を加えたが、補文主語は対格「を」ではなく、与格「に」が標示されている。(4 b) では、副詞節「好きなだけ」を挿入して、許容の意味を出したが、やはり補文主語は与格「に」が付与されている。これらのことから、日本語使役構文における、強制使役、許容使役の意味上の区別は、補文主語の格の形態上の相違によるものではないことが分かる。

ここで日本語を離れ、他の言語を観察してみると、強制使役と許容使役の区別が形態上失われるのは、日本語に限られた現象ではない。例えば、フランス語方言^{*1}、オランダ語では、二種類の使役が次のような同一文によって表される。

(5) Je lui ai fait manger des épinards.

I him (dative) have made eat the spinach

'I made/let him eat the spinach.' (Authier & Reed 1991:197)

(6) omdat ik de kinderen boeken laat lezen.

because I the children books let read

'because I make/let the children read books' (Koopman 1994:279)

Authier & Reed (1991) によると、(5)のフランス語方言では、主節に接語化 (cliticization) された補文主語 "lui" に与格が付与されている場合、その補文主語が "épinards (spinach)" を、食べる以外の選択肢はなかったという意味 (強制) と、受容して食べたという意味 (許容) がある。また、Koopman (1994) によると、オランダ語では英語の "make" に相当する動詞が存在せず、(6)の文において、使役動詞 "laat (let)" が補文動詞 "lezen (read)" の繰り上げ (V-raising) を誘発し、この場合、強制使役と許容使役の二つの意味を持つ。

これらの言語事実から分かるように、強制使役と許容使役の区別は補文主語の格によって表されるわけではない。むしろ、これらの使役構文では、補文動詞の移動、格付与特性が重要な役割を果たしているようである。

(5)のフランス語において、接語化が補文内ではなく、主節の動詞に対して行われている。フランス語では、通常不定詞節を越える接語化は不可能であるが、使役構文に限って不定詞節を越えた接語化が通常の形となる。Kayne(1989)によると、これは使役動詞の特殊性による。第五節で詳細に考察するが、このフランス語方言では、使役構文の通常の接語化と異なる、補文節内の接語化が許される。これは、やはり使役動詞の特殊性によると考えられる。すなわち、使役構文では、使役動詞の特性が大きく関与して、様々な現象が起きていると思われる。

^{*1} フランス語方言とは、南西フランスのラングドックールシヨン、カナダのケベックで話されている方言を指す。

また、Koopman によると、使役構文は補文動詞の繰り上げが好まれるが、万が一(7)のように繰り上げが行われない場合、その文は強制的意味を失い、許容の意味しか持たない。

- (7) ? omdat ik de kinderen zulke boeken best lezen laat
 because I the children such books read let
 'because I have no problem letting the children read such books'

すなわち、(6)と(7)の対比は、オランダ語の使役構文では、補文動詞の移動が強制使役と許容使役の意味に深く関与していることが分かる（第六節参照）。

これらの言語では、二つの使役の意味が形態上の変化のない動詞に帰因していることが明らかであるが、理論上、日本語においても同様のことが起きていると考えることができる。格理論では、名詞の格の認可が常に動詞との関係によって行われるとされている。日本語の自動詞を含む使役構文では、強制使役と許容使役とで補文主語の形態上の格が異なるが、これは動詞との関係が二つの使役文では異なることを意味する。また、他動詞を含む使役構文では、強制使役と許容使役では、形態上の差異は見られないが、自動詞の場合と同様に、名詞と動詞との関係が二つの使役文では異っていると考えることができる。ただし、他動詞の使役文の場合、格理論の何らかの制約が働き、形態上は同じ文が出力されていると考えることが可能である。

以下では、この可能性を探り、形態上同じ使役動詞「せ（させ）」が強制使役と許容使役とでは、そもそも句構造が違っていると主張し、その主張から得られる利点について論じていく。

3. 強制使役と許容使役の派生構造

使役構文が、強制使役と許容使役に関わらず、「使役主が補文の表す出来事を引き起こす」という意味特性を持つことは第一節で述べた。言い換えるならば、使役動詞「せ（させ）」は、使役主（Causer）とイベント（Event）の二つの項を取る動詞である。

Baker (1988) は使役構文が基底構造において言語に関係なく普遍的に複文構造を持つと主張しているが、ここでは日本語もその例外ではないと仮定して議論を進める。すると、「太郎が子供を／に走らせた」という例文における使役動詞の項構造は、次のような基底構造に反映されと考えられる（ここでは、議論を簡素化するために、VP 内主語仮説（VP-internal subject hypothesis）は取らずに、主語は、AGRsP と TP を合併させた IP、あるいは TP の指定部に基底生成されると仮定する）。

- (8) $[_{IP} \text{太郎が} [_{VP1} [_{TP} \text{子供を} / \text{に} [_{VP2} \text{走ら}] T^0] \text{せ}] I^0]$

VP 1 の主要部に基底生成された使役動詞「せ」は、主節 IP の指定部に使役主「太郎」を取る。

使役動詞は、さらに、その補部に TP と記されたイベント項「子供を／に走ら」を取る。TP 内では、動詞「走る」の行為主「子供」が TP の指定部に生成される。(8)において、使役動詞の補文節を IP ではなく、TP としたのは、使役構文の補文主語が主格「が」を持つことはなく(「*太郎が子供が走らせた。」「*太郎が子供がお菓子を食べさせた。」、主格(構造格)照合に必要な AGRsP が投射されることがないためである。

使役構文は基本的にすべて(8)の基底構造を持つと仮定するが、強制使役と許容使役はその基底構造からどのように派生するのだろうか。まず初めに、強制使役文、「太郎が子供を走らせた」の派生構造について議論する。

すでに述べたように、使役構文の補文節 TP は構造格を認可することができないので、TP の指定部に生成された補文節主語「子供を」が格理論の要請を満たすためには、適切な位置に移動をして照合を受けなければならない。本論の提案は、強制使役文における使役動詞「せ(させ)」が例外的格標示動詞 (Exceptional Case Marking verb: ECM verb) の特性を持ち、補文節主語を主節で認可するというものである。すなわち、補文節主語は主節に移動し、主節の AGRoP 内において、使役動詞との指定部・主要部一致のもとで格の照合を受ける。具体的に、次の派生構造を参照されたい。

- (9) a. $[_{IP} \text{太郎が} [_{AGRoP} [_{VP1} [_{TP} \text{子供を} [_{VP2} \text{走ら}]] T^0] \text{せ}] \text{AGRo}^0] I^0]$
 b. $[_{IP} \text{太郎が} [_{AGRoP} \text{子供}_i \text{を} [_{VP1} [_{TP} t_i] [_{VP2} \text{走ら}]] T^0] t_j] \text{せ}] - \text{AGRo}^0] I^0]$

(9 a) に示されたように、強制使役では、使役動詞が ECM 動詞の特性により、対格を照合することができるので、主節内に AGRoP が投射される。派生が (9 b) に進むと、使役動詞「せ」は、主要部移動によって VP1 の主要部に痕跡「 t_j 」を残し、AGRo⁰ に付加する。一方、補文節主語「子供を」は、TP 指定部に痕跡「 t_i 」を残し、AGRoP の指定部に移動する。そして、AGRoP 内の指定部・主要部一致により、対格照合がされて、認可される。

次に、許容使役の派生を考える。本論では、許容使役は、強制使役と異なり、使役動詞「せ(させ)」が格照合能力を持たない動詞と仮定する。すなわち、許容使役における補文節主語は、主節ではなく、補文節内で格の認可を受けることになる。ここで問題となるのが、前述のように、使役構文の補文節主語の位置、TP 指定部は構造格を認可できないことである。ここでは、Saito (1982)、Takezawa (1987)、およびその参照論文が主張しているように、補文節主語は TP 指定部内にとどまり、構造格ではなく、デフォルト格 (Default Case) として「に」格が与えられると仮定する。以上の仮定を前提にすると、許容使役の派生は、(10)のように、(8)の基底構造と同じ形のままで、PF 部門、LF 部門へと派生されていく。

- (10) $[_{IP} \text{太郎が} [_{VP1} [_{TP} \text{子供に} [_{VP2} \text{走ら}]] T^0] \text{せ}] I^0]$

(10)では、使役動詞「せ」は格照合能力がないので、主節に AGRoP が投射されることはない。補文主語の「子供」は、TP が構造格を照合することができないので、基底生成された TP 指定部にとどまり、その位置でデフォルト格を受け取ることになる。

ここまでは補文節が自動詞である使役構文の派生構造を見たが、次に、補文節が他動詞である使役構文を「太郎が子供にお菓子を食べさせた」を例にして考えてみる。

使役構文が強制使役も許容使役も共通の基底構造を持つことは、補文節が他動詞の場合にも何ら変わらない。(11)が示すように、VP 2 内に目的語「お菓子」が付加されることだけが、自動詞の基底構造と異なる。

- (11) $[_{IP} \text{太郎が} [_{VP1} [_{TP} \text{子供} [_{VP2} \text{お菓子を 食べ}]] T^0 \text{させ}]] I^0]$

初めに許容使役を考えると、その使役動詞も TP の主要部も構造格を照合することができないので、補文節主語「子供」は(12)のように TP 指定部にとどまり、その位置でデフォルト格として「に」格が与えられる。

- (12) $[_{IP} \text{太郎が} [_{VP1} [_{TP} \text{子供に} [_{VP2} \text{お菓子を 食べ}]] T^0] \text{させ}]] I^0]$

一方、強制使役では、使役動詞が対格の照合能力を持つので、主節では (13 a) のように AGRoP が投射され、次に (13 b) のようにその指定部には補文節主語「子供」、その主要部には使役動詞「させ」がそれぞれ移動してくる。その移動先で「子供」は、指定部・主要部一致のもとで格照合が行われ、認可される。

- (13) a. $[_{IP} \text{太郎が} [_{AGRoP} [_{VP1} [_{TP} \text{子供} [_{VP2} \text{お菓子を 食べ}]] T^0] \text{させ}]] \text{AGRo}^0] I^0]$
 b. $[_{IP} \text{太郎が} [_{AGRoP} \text{子供}_i [_{VP1} [_{TP} \text{ } t_i [_{VP2} \text{お菓子を 食べ}]] T^0] t_j] \text{させ}_j \text{-AGRo}^0] I^0]$

ただし、第二節ですでに指摘したように、強制使役では「子供」に対格を標示した文、「太郎が子供をお菓子を食べさせた」が非文である。これは、Harada (1973) が指摘した日本語固有の規則である、二重対格構文の制約 (Double-o constraint) に違反することによるものと思われる。この制約は同じ節内に生成された二つの名詞句が同時に対格標示されることを禁止する。(13 a) において、二つの名詞句「子供」、「お菓子」は同じ補文節内にあるので、両方の名詞句が対格標示を受けることができない。^{*2} そこで、「子供」は AGRoP の指定部で構造格の認可を

^{*2} (13 b) を見ると、「子供」は主節に移動し、同節内に二つの名詞句があるわけではない。よって、二重対格構文の制約には違反していないように思える。しかし、Saito (1982) が議論しているように、

受けるが、形態上「を」格を取ることができず、「に」格がデフォルト格として標示される。

この二重対格構文の制約が日本語固有の規則である以上、他の言語では、強制使役の補文主語も対格標示を受けることが可能であると予測されるが、実際、韓国語では二重対格が可能である（鄭 1997 等を参照）。

- (14) emeni-ka ai-lul pap-ul mek-i-ess-ta.
mother-Nom child-Acc rice-Acc eat-Cause-Past-Ind

(14)は、「お母さんが子供にご飯を食べさせた」という意味であるが、補文の主語「ai」、そして補文の目的語「pap」の両方が対格標示を受けている。

以上を簡単に振り返ると、使役構文は、(8)、(11)のように共通した基底構造を持つが、強制使役の使役動詞「せ（させ）」がECM動詞のように対格を照合する特性を持ち、補文主語が主節に移動して認可されるのに対し、許容使役では使役動詞が格照合能力を持たず、補文主語が基底生成された位置でデフォルト格を受け取ると主張した。次節では、使役構文のいくつかの特性を考察して、この主張の妥当性について検討する。

4. 使役構文における受動態と「自分」束縛

使役構文には、意味上、強制使役と許容使役があり、両者では補文主語の認可方法が根本的に異なることをこれまで見てきた。この二つの使役文には、さらにいくつかの異なる統語的特徴があることが知られている。ここでは、特に、受動化された使役構文と使役構文内の照応形代名詞「自分」の分布について順次考察する。

使役構文では、次の(15)と(16)の対比が示すように、強制使役のみが受動化が可能であり、許容使役ではこのような操作の適用が許されないことが知られている（Kuroda (1965) 等を参照）。

- (15) a. 太郎が子供を走らせた。(強制使役)
b. 子供が太郎に（無理矢理）走らせられた。
(16) a. 太郎が子供に走らせた。(許容使役)
b. *子供が太郎に（好きなだけ）走らせられた。

この二重対格構文を禁止する制約は、名詞句が基底生成される位置で適用される。

i) この本_iは、太郎が花子に/*を[t_i]読ませた。

i) の文では、「この本」が話題化を受けて、「読む」の補部から文頭に移動している。話題化を受けることによって、「この本」は対格ではなく、「は」が標示されている。にもかかわらず、「花子」に対格が標示されることは許されていない。これは、二重対格構文の制約が、補文内にある名詞句「花子」と、話題化された名詞句「この本」の痕跡[t_i]に適用されていることを示唆する。

(15)の強制使役は、(15 b) が示すように、問題なく補文を受動化することができる。しかし、(16)の許容使役では、(16 b) が示すように、子供が自分の意志を持って走る行為をした、という読みは不可能である。

使役構文における受動化のこのような特性は、補文の動詞が他動詞の場合も観察される。

(17) a. 太郎が子供に（無理矢理/好きなだけ）ご飯を食べさせた。

b. 子供が太郎に（無理矢理/*好きなだけ）ご飯を食べさせられた。

(17 a) の文は強制使役と許容使役の多義的な文であるが、(17 b) のように受動化すると、許容使役の読みは消えて、強制使役の読みしか残らない。

前節で主張したように、強制使役では使役動詞が対格照合を持つが、許容使役では持たないとするなら、これらの受動化に関する特性は容易に説明することができる。受動化は一般に動詞の対格を吸収する操作とされている。つまり、文を受動化する場合、受動態動詞「られ」が付加する動詞が対格を有していることが操作適用の前提となるのである。使役構文では、上記の例文から分かるように、使役動詞「せ（させ）」に受動態動詞「られ」が付加されている。したがって、ここでの主張に従えば、対格を有する強制使役の「せ（させ）」のみに、「られ」を付加し、受動化を適用することができる、と新たな規定を設けずに、正しく説明することができる。

次に、照応代名詞「自分」の使役構文における振る舞いについて考察してみよう。「自分」は、主語指向性がある照応代名詞である。例えば、次の(18)の文では、主語「太郎」だけが「自分」の先行詞になることができ、間接目的語「花子」や直接目的語「次郎」は先行詞になることができない。

(18) 太郎が花子に次郎を自分の部屋で紹介した。

このような主語指向性を持つ「自分」を使役構文の中に埋め込み、その特性について考察する。それぞれ、(19)が強制使役、(20)が許容使役である。

(19) 太郎が子供を自分の部屋で遊ばせた。(自分＝太郎、自分≠子供)

(20) 太郎が子供に自分の部屋で遊ばせた。(自分＝太郎、自分＝子供)

それぞれの文末の括弧に示したように、(19)の強制使役において「自分」の先行詞になれるのは、「太郎」のみで、「子供」は先行詞になることができない。一方、(20)の許容使役では、「太郎」と「子供」の両方が「自分」の先行詞になることができる。

「自分」の先行詞を決定する束縛理論が、名詞の移動が終了した、次の派生構造に到達した時点で適用されると暫定的に仮定し、これらの特性を分析してみよう。

- (21) $[_{IP} \text{太郎が} [_{AGROp} \text{子供}_i \text{を} [_{VP1} [_{TP} t_i [_{VP2} \text{自分の部屋で} [_{VP2} \text{遊ば}]]] T^0] t_j] \text{せ} - \text{AGRO}^0] I^0]$
 (22) $[_{IP} \text{太郎が} [_{VP1} [_{TP} \text{子供に} [_{VP2} \text{自分の部屋で} [_{VP2} \text{遊ば}]]] T^0] \text{せ}] I^0]$

(21)の強制使役では、補文主語「子供」が対格の照合位置、言い換えれば目的語の位置に移動しているの、主語指向性を持つ「自分」の先行詞になることができない。したがって、強制使役では IP の指定部、すなわち主節主語の位置にある「太郎」のみが「自分」の先行詞になれると説明できる。(22)の強制使役では、補文主語は「子供」は移動せず、そのまま TP の指定部、言い換えれば主語の位置にあり、また、主節主語「太郎」も主語の位置にあるので、両方が、自分の先行詞になることができると説明される。^{*3}

以上、この節では、使役構文内の受動化、照応代名詞「自分」の特性を考察したが、いずれも、強制使役の使役動詞が対格を有し、許容使役の補文主語が基底の位置にとどまる、という第三節の主張から規定を設けずに説明することができ、この主張が記述的妥当性を持つことが確かめられた。次節では、これらの主張が、日本語のみならず、第二節で観察したフランス語方言の分布についても説明を与えることを示す。

5. フランス語方言における接語

第二節では、フランス語方言に、(23)に繰り返されたような、強制使役と許容使役の多義性を持つ文が存在することを見た。

- (23) Je lui ai fait manger des épinards.
 I him (dative) have made eat the spinach
 'I made/let him eat the spinach.' (Authier & Reed 1991:197)

Authier & Reed (1991) によると、この文の多義性は、補文の動詞 “manger (eat)” が補文

^{*3} ここでの主張に従えば、補文主語が「自分」の先行詞になるのは、許可使役のときのみである。補文の動詞を他動詞にした次の文を考えてみよう。

i) 太郎が子供に本を自分の部屋で読ませた。

i) の文において、「自分」の先行詞になれるのは、主節の「太郎」と補文主語「子供」である。ここでの予測によれば、「自分」先行詞が「子供」になるときは、許可使役の読みしかない。インフォーマントチェックを行ったところ、実際、許可使役のみの読みがあるとする者が大多数であった。しかし、一部強制使役の読みがあるとするインフォーマントがいた。この問題については、ここではオープンにしておく。

主語 “lui (him)” に意味役割 (θ 役割) を付与する際に、意味素性 [Control] が同時に付与される否かに帰因する。補文主語 “lui” に [Control] の素性が付与されるときには、補文主語は “manger” という行為に主体性を持つことができ、補文の行為が主語の意志によって行われるので、その文は許容使役の意味を持つ。一方、補文主語に [Control] の素性が付与されないときには、補文主語は主体性に欠けることになり、“manger” という行為が使役主 “Je (I)” によって強えられる、強制使役の意味を持つ。

彼らの分析は、補文内の項の意味特性を巧く捉えているが、その補文と主節の使役動詞との関わり、使役構文全体の統語派生の仕組みについては、ほとんど言及していない。そこで、この節では、第三節で提案された枠組みを用いることで、多義性を持つ(23)の使役構文が統語的に説明されることを示す。

(23)のような接語化が関与する文では、接語化のメカニズムそのものが大きな問題となるが (Sportiche (1992) が引用する文献を参照)、それは本論の議論の範囲を超えるので、ここでは便宜的に Sportiche (1992) 等が提唱する接語の基底生成分析を取ることにする。この基底生成分析によると、接語は表層の位置に機能範疇に付加した形で基底生成され、接語と意味役割を付与する動詞との結びつきは空の名詞句を介在して、同一指標付与 (coindexing) によって成立する。ここでの分析では、接語が付加する機能範疇は、主節 IP と補文節 TP の主要部、空の名詞句は “pro” と暫定的に仮定して議論を進めることにする。

これらの仮定に基づくと、多義性を持つ(23)の文は、強制使役(24)と許容使役(25)の二つの派生を持つ。

(24) $[_{IP} \text{Je lui}_i + I^0[_{AGRoP} \text{pro}_i \text{ AGRo}^0[_{VP1} \text{fait}[_{TP} t_i \text{ T}^0[_{VP2} \text{manger des épinards}]]]]]$

(25) $[_{IP} \text{Je lui}_i + I^0[_{VP1} \text{fait}[_{TP} \text{pro}_i \text{ T}^0[_{VP2} \text{manger des épinards}]]]]]$

強制使役の(24)では、接語 “lui” が主節 IP の主要部に基底生成される。接語と意味的結びつきを持つ “pro” は、格照合の要請により、基底生成された補文 TP の指定部から、AGRoP の指定部に移動して認可される。一方、許容使役の(25)では、“pro” は基底生成された位置にとどまり、格の認可が行われるという点だけが、強制使役と異なる。

この分析は目的語接語化における以下の言語資料から支持される。Reed (1990) によると、(23)のような文で多義性を許すフランス語方言においては、補文内の目的語を接語化した場合、接語が付加される位置は、主節と補文節の二つの選択肢がある。

(26) a. C'est son entraîneur qui a fait [abandonner la compétition à Jean].

it is his trainer who has made to abandon the competition to Jean

'It's his trainer who made Jean stop competing.'

- b. C'est son entraîneur qui **la lui** a fait [abandonner].
 it is his trainer who it-Acc him-Dat has made to abandon
 'It's his trainer who made him give it up.'
- c. C'est son entraîneur qui **l'**a fait [l'abandonner].
 it is his trainer who him-Acc has made it-Acc to abandon
 'It's trainer who made him give it up.'

(26 a) は、接語化されていない文で、[] 括弧で記された補文内には主語 “Jean” と目的語 “la cométition (the competition)” が生成されている。(26 b) では、使役動詞 “fait” の補文内にある主語と目的語が同時に接語化され、両者とも主節の機能範疇に付加している。(26 c) も (26 b) と同様に、補文内の主語と目的語が同時に接語化しているが、前者の主語は主節の機能範疇に、後者の目的語は補文節の機能範疇に接語化している。Reed によると、(26 c) のような接語化は、標準フランス語には許されない、フランス語方言のみに観察される現象である。

フランス語方言において、補文内の目的語が主節にも、補文節にも接語化できるのは、補文節内で格の認可が行われることと密接に関連しているようである。具体的分析を提示する前に、接語の繰り上げの特性について簡単に見ておくことにする。

Kayne (1989) 等が指摘しているように、フランス語の接語は、基本的に不定詞節を越えて繰り上がることができない。次の例を参照されたい。

- (27) a. *Jean l'essaie [PRO de faire]
 Jean it-Acc try to do
 'Jean tries to do it.'
- b. Jean essaie [PRO de la faire]

(27 a) は、補文節の目的語が接語化され、主節の “essaie” まで繰り上げられているが、非文である。しかし、補文節内で接語化が行われている (27 b) は文法的である。Kayne は、フランス語の不定詞節が移動に対する障壁 (barrier) を形成するために、このように接語の繰り上げが制限されると論じている。

一方、使役構文では、Kayne によると、その特性として主節と補文節の結びつきが強く、補文が障壁を形成しない。そのため、補文を越えた接語の繰り上げが可能となる。この Kayne の分析は、ここでの議論に合致する。本論では、使役構文の中で強制使役文は、使役動詞が補文主語の格照合を行う、一種の ECM 動詞であると論じている。このような例外的格標示が行われることは、言い換えれば、補文が障壁を形成していないことを示す。

ここで問題となっている(26)の文に戻ることにする。接語化について (26 b) と (26 c) の二つ

の選択肢を許すこのフランス語方言では、使役構文に(24)と(25)の二つの派生が許されている。(24)の派生では、主節の使役動詞がECMの働きをしていので、補文は障壁とならず、(26 b)のように、主節への接語の繰り上げが可能となる。一方、(25)の派生では、主節の使役動詞はECM動詞の働きをせず、格の照合は補文節内で完了する。結果として、主節と補文節の結びつきは弱く、Kayneの用語を用いるならば障壁が形成される。したがって、接語が補文を越えて行うことができず、(26 c)のように接語化は補文内で行われる。

標準フランス語では、(26 c)のような接語化は許されず、(26 b)のみが可能であるが、それはそもそも標準フランス語では(23)の文が多義的ではないためと考えられる。つまり、標準フランス語では使役構文の派生が一つしか許されず、接語化の環境も一つに限定されるためである。

以上のように、ここでの分析によると、日本語の使役構文だけではなく、フランス語方言の多義性を持つ文、そしてその特異的な接語化の振る舞いについて説明がされることをみた。

6. 結び

使役構文には、意味上、強制使役と許容使役の二つの文が存在するが、本論ではそれらの使役文が統語的にどのように認可されるかを見てきた。そして、強制使役では使役動詞がECM動詞のように振る舞い、補文主語が主節において格照合されること、また、許容使役では使役動詞が格照合の能力を持たないため、補文主語が補文節内で認可されることを主張した。さらに、その帰結として、日本語使役構文における、受動態と照応形代名詞、そしてフランス語方言の接語の分布が説明されることを示した。

本論の使役構文に関する議論は、補文主語の認可に焦点を当てたが、使役構文を考察する上でもう一つ重要な課題は、補文動詞が使役動詞と複合動詞化するレベル、言い換えるならば、使役構文が単文構造を形成しているか、あるいは複文構造を形成しているかの問題である。本論の第五節の議論を踏まえると、補文動詞が使役動詞と複合動詞化し、単文構造を形成するのはスペルアウト以降(LF部門)であることを示唆しているようである。つまり、フランス語方言の接語化(スペルアウト以前の操作)において、複文構造を前提としての議論、補文が障壁を形成しているか否かが重要となるからである。その一方で、第二節で触れたオランダ語では、補文動詞の主節への繰り上げがスペルアウト以前の操作ですすでに行われている。また、日本語使役構文では形態的に明らかに複合動詞として出現している。これらの事実を考慮すると、複合動詞化の操作が行われる普遍的レベルを決定することは容易ではないようである。実際、この課題についての分析は多岐にわたる。詳細については、今後の研究に委ねることとする。

参考文献

- Authier, J.M. and L. Reed (1991) "Ergative Predicates and Dative Cliticization in French Causatives," *Linguistic Inquiry* 22, 197-205.

- Baker, M.C. (1988) *Incorporation: A Theory of Grammatical Function Changing*, University of Chicago Press, Chicago.
- Chomsky, N. (1993) "A Minimalist Program for Linguistic Theory," in K. Hale, S.J. Keyser (eds.), *The View from Building 20*, 53-109, MIT Press, Cambridge, Mass.
- Chomsky, N. (1995) *The Minimalist Program*, MIT Press, Cambridge, Mass..
- Harada, S. (1973) "Counter-Equi NP Deletion," *Papers in Japanese Linguistics* 11, 157-200.
- Kayne, R. (1989) "Null Subjects and Clitic Climbing," in O. Jaeggli and K. Safir (eds.), *The Null Subject Parameter*, 239-261, Kluwer Academic Publishers, Dordrecht, The Netherlands.
- Koopman, H. (1994) "Licensing Heads," in D. Lightfoot, N. Hornstein (eds.), *Verb Movement*, 261-296, Cambridge University Press, Cambridge.
- Kuroda, S.-Y. (1965) *Generative Grammatical Studies in the Japanese Language*, Ph.D. dissertation, MIT.
- Reed, L. (1990) "Adjunction, X⁰ Movement, and Verbal Government Chains in French Causatives," *MIT Working Papers in Linguistics* 12, 161-176.
- Saito, M. (1982) "Case Marking in Japanese: A Preliminary Study," m.s., MIT.
- Sportiche (1992) "Clitics, Voice and Spec/Head Licensing," *Glow Newsletter*, 46-47.
- Takezawa, K. (1987) *A Configurational Approach to Case-Marking in Japanese*, Ph.D. dissertation, University of Washington.
- Watanabe, A. (1993) *AGR-Based Case Theory and Its Interaction with the A-Bar System*, Ph.D. dissertation, MIT.
- 鄭 聖汝 (1997) 「韓日語比較：使役他動詞構文—パラメーターと統語的具現化について」日本言語学会第 115 回大会予稿集、240-245.